## 農林水産省設置法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

新旧 <b>対照条文一</b> 覽)																									
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ċ			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	·	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)・・・・・・・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ċ			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	: : 4
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 5

一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四げる事務を分掌する。 (北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲し、北海道農政事務所)	(削る。)	(削る。)	部組織は、農林水産省令で定める。    部に関いては、一部を分割をは、一部を分割をは、一部をの地域を対し、一部を分割をは、一部をの地に、一部をの地に、一地が、一部をの地で、一部を分割をできます。   部に関いては、一部をのでは、一部をの地で、一部をの地で、一部をの地で、一部をの地で、一地が、一部をの地で、一地が、一部をのが、一部をのででである。   の一部を分割をは、一部をのが、一部をのででである。   の一部を分割をは、一部をのででである。   の一部を分割をは、一部をのででである。   の一部を分割をは、一部をのででである。   の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内に、地が、一部をのは、一部を対象をは、一部をは、一部をは、一部をは、一部をは、一部をは、一部をは、一部をは、一部	改正案
<ul><li>一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四げる事務を分掌する。</li><li>(北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲(北海道農政事務所)</li></ul>	管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。	4 農林水産大臣は、地方農政局又は地方農政事務所の所掌事務のうち、3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。	2 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。 (地方農政事務所及び地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センター) 第五節 地方支分部局	現

2 第二十二条 2 . 及び内部組織は、農林水産省令で定める。 の地に、北海道農政事務所の地域センターを置く。 二・三 (略) (北海道農政事務所の地域センター) 北海道農政事務所の地域センターの名称、 に限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務 号、第二十五号、第五十一号、第五十二号 (納付金の徴収に係るもの (略) 北海道農政事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要 位置、 管轄区域、 所掌事務 2 第二十二条 2 . 掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。 地に、北海道農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。 第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の 二・三 (略) (北海道農政事務所の統計・情報センター) 北海道農政事務所の統計・情報センターの名称、 付に関する法律 (平成十八年法律第八十八号) の規定による交付金の 号、第二十五号 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交 げる事務 に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲 交付に係るものに限る。) 、第五十一号、第五十二号 ( 納付金の徴収 (略) 農林水産大臣は、北海道農政事務所の所掌事務のうち、 位置、 管轄区域、 前条 所

2		笋
るものとする。	登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした農政事務所の地域センターの長その他の政令で定める行政機関に照会すについて、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道	第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項(照会) 改 正 案
2 (略)	事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合においてについて、地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所長その	第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項(照会) 現 行

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)

(傍線の部分は改正部分)

は北海道農政事務所の地域センターの長に委任することができる。 きる。 (都道府県が処理する事務等) (都道府県が処理する事務等) (本道府県が処理する事務等) (本道府県が処理する事務等)	改正案	現
農政事務所の地域センターの長に委任することができる。 きる。	(都道府県が処理する事務等)	(都道府県が処理する事務等)
は北海道農政事務所の地域センターの長に委任することができる。 きる。権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委値の規定により地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任された 3 前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、(略)	第五十三条 (略)	
は北海道農政事務所の地域センターの長に委任することができる。 きる。権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委所の規定により地方農政局長に委任された権限は、		
農政事務所の地域センターの長に委任することができる。 きる。 きるところにより、その一部を地方農政局又 定めるところに		前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、
		定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委任することがで
	は北海道農政事務所の地域センターの長に委任することができる。	さる。

二 (略) 二 (略)	において使用させるとき。	一 地方農政局の事務のために使用する場合において、食料安定供給特 一 地方農政局般会計との間において無償として整理することができる。 般会計との間に	第三十九条 次に掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一 第三十九条 次に例)	(食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特 (食料安定供給附 則	改正案
	般会計において使用させるとき。 促給特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるとこ	地方農政局  又は地方農政事務所の事務のために使用する場合におい般会計との間において無償として整理することができる。	1掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一	( 食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特附 則	現行